

第三十八条第二項中「前項」を「特許庁長官は、前項」に改め、「ときは」の下に、「経済産業省令で定めるところにより」を加え、「相当の期間を指定して」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特許庁長官は、前項の規定により申請の補正をすべきことを命じた者が同項の経済産業省令で定める期間内にその補正をしないときは、その申請を却下することができる。

3 特許庁長官は、第一項各号に掲げる場合において、登録の申請の不備が補正することができるものであると認めないときは、その申請を却下するものとする。

(実用新案登録令及び意匠登録令の一部改正)

第四条 次に掲げる政令の規定中「第三十八条第一項(第六号を除く。及び第二項)」を「第三十八条(第一項第六号を除く。)」に、「並びに」を「及び」に、「同令第四十六条第一項第三号」を「同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第六号を除く。)」と、同令第四十六条第一項第三号」に改める。

一 実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七條
二 意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七條
(商標登録令の一部改正)

第五条 商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「第三十八条第一項(第六号を除く。及び第二項)」を「第三十八条(第一項第六号を除く。)」に、「第二項又は」を「第七項又は」に、「同令第四十六条第一項第三号」を「同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第六号を除く。)」と、同令第四十六条第一項第三号」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和五十三年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号を次のように改める。
一 法第十八条第二項の表一の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 一件につき八万円
ロ 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき十六万六千円

二 法第十八条第二項の表二の項第二欄に掲げる者 一件につき一万円
三 法第十八条第二項の表三の項第二欄に掲げる者 イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 法第十八条第二項の表三の項第二欄イに掲げる場合 一件につき二万六千円
ロ 法第十八条第二項の表三の項第二欄ロに掲げる場合 一件につき五万八千円

第二条第六項中「六万円」を「次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第八条第四項第一号に掲げる場合 六万円
二 法第八条第四項第二号に掲げる場合 十二万六千円

第二条第七項中「一万五千元」を「次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第十二条第三項第一号に掲げる場合 一万五千元
二 法第十二条第三項第二号に掲げる場合 三万四千元

第三条中「第一条」を「第一条(第二号及び第三号を除く。)」に改める。

(弁理士法施行令の一部改正)

第七条 弁理士法施行令(平成十二年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「要約書」の下に、「手続補完書、明細書等補完書(明細書について補完をするものに限る。)」を加え、「出願公開」を「並びに出願公開」に改め、「並びに手続補完書」を削る。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令の一部改正)

第八条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律施行令(昭和二十五年政令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第四十一条の二第五項」を「第四十一条の二第九項」に改める。
(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「第二項の」を「第七項の」に改める。

一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令(平成十九年政令第九十四号)第三条第二項
二 福島復興再生特別措置法施行令(平成二十四年政令第百十五号)第二十二條第二項
(産業構造審議会令の一部改正)

第十条 産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表知的財産分科会の項下欄に次の一号を加える。
三 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第三十五条第六項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

附則

(施行期日)
第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に第二条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号までの規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(特許登録令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第三条の規定による改正後の特許登録令第三十八条の規定は、施行日以後にする登録の申請について適用し、施行日前にした登録の申請については、なお従前の例による。

(実用新案法施行令等の一部改正)
第四条 次に掲げる政令の規定中「第一条」を「第一条(第二号及び第三号を除く。)」に改める。

一 実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)第三条第一項
二 意匠法施行令(昭和三十五年政令第十八号)第一項
三 商標法施行令(昭和三十五年政令第十九号)第四条第一項

四 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)第五条